

奈良県告示第八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十六年五月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

名称		主たる事務所の所在地	名称	所在地	旧	新	変更年月日	
指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援事業所	変更事項	変更年月日	株式会社 はるす	和歌山県橋本市岸上五 六三一	はるす・ 訪問入浴 サービス 五條	五條市新町 二一―三	平成二十五 年八月一日
有限会社 シグナル フォース	大和郡山市 小泉町八一 五	もみの木 レンタル センター	生駒郡平群 町西宮二― 七―五―一 〇三	生駒郡平 群町西宮 二―七― 一一	生駒郡平 群町西宮 二―七― 一一	生駒郡平 群町西宮 二―七― 一一 五―一― 〇三	平成二十六 年五月一日	